

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年10月6日（平成28年（行情）諮問第610号）

答申日：平成28年12月13日（平成28年度（行情）答申第576号）

事件名：関西電力鑑定書（福井県核燃料税立地割構想について）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「関西電力鑑定書（福井県核燃料税立地割構想について）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月24日付け総税企第72号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「専門家の氏名」及び「所属機関」の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求人が公開を求めた文書は、「法定外税「核燃料税」の更新に関して、過去に福井県から提出を受けた専門家の意見書・鑑定書（平成23年の更新時分は除く）」である。これに対して総務省は、専門家の氏名、印影及び所属機関の部分を黒塗り（＝非公開）とした。

だが、記述内容を読む限り、この行政文書は、福井県が核燃料税の更新時に導入しようとした「立地割」という制度について、関西電力が妥当性の検証を専門家に依頼したものと解される。そうであるならば、関西電力は専門家に対価を払ったと推察される。また、執筆者が誰かということが、この行政文書に対する信頼性を左右することになる。したがって、専門家の名前や所属機関は公開すべき重要な情報である。

総務省自治税務局企画課の特定職員によると、この行政文書は平成18年の核燃料税の更新にあたり、福井県から提出されたものである。しかし「文書が提出された経緯や、文書の位置付け等は不明」「我々から「この文書はこういうもの」と説明できるものはない」という。そもそも行政文書として保存してあるものなのに、どういう意味がある文書なのかが不明

ということが、果たしてあり得るのだろうか。しかも、この文書を執筆した大学教授は、福井県が「立地割」という制度を導入しようとしたことを指摘したうえで、この制度について「疑問の残る課税方式」「ご都合主義といわれても仕方がない」などと、厳しく批判している。

つまり、この行政文書は福井県にとってマイナスの文書である。それでも福井県が総務省に提出したということは、総務省側が提出を求めた可能性が極めて高い。それなのになぜ、文書が提出された経緯や、文書の位置付けが不明なのであろうか。何のために行政文書として保存しているのであろうか。全く理解不能である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法4条1項の規定に基づいて行った平成28年4月25日付けの行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法9条1項の規定に基づいて行った同年6月24日付けの原処分を不服として、同年7月6日付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となる行政文書

(1) 本件開示請求の内容

平成28年4月25日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。

法定外税「核燃料税」の更新に関して、過去に福井県から提出を受けた専門家の意見書・鑑定書（平成23年の更新時分は除く）

(2) 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る文書中に、法5条1号（専門家の氏名、印影及び所属機関）に該当する部分があると認められたため、当該部分を不開示とする原処分を行い、平成28年6月24日付け総税企第72号をもって審査請求人に通知したところである。

3 審査請求について

審査請求人は、平成28年7月6日付け（同年7月8日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、不開示部分のうち「専門家の氏名」及び「所属機関」の開示を求める審査請求を行った。

（審査請求理由）

記述内容を読む限り、この行政文書は、福井県が核燃料税の更新時に導入しようとした「立地割」という制度について、関西電力が妥当性の検証を専門家に依頼したものと解される。そうであるならば、関西電力は専門家に対価を払ったと推察される。また、執筆者が誰かということが、この行政文書に対する信頼性を左右することになる。したがって、専門家の名前や所属機関は公開すべき重要な情報である。

4 諮問庁の意見

以下のような理由から原処分を維持することが妥当である。

本件において対象となった行政文書は、専門家が福井県核燃料税立地割構想について記述した鑑定書であり、原処分における不開示箇所は、専門家の氏名、印影及び所属機関に係る箇所である。

当該不開示箇所については、特定の個人を識別することができるものである上、法5条1号ただし書イからハまでに該当するとも認められないことから、原処分において、不開示と判断したものである。

なお、鑑定書の作成依頼者が専門家に対して対価を支払っていたか否か、また、行政文書の信頼性の有無については、開示決定に際して考慮すべき事項ではないと考える。

以上のことから、原処分は適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年12月9日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「法定外税「核燃料税」の更新に関して、過去に福井県から提出を受けた専門家の意見書・鑑定書（平成23年の更新時分は除く）」の開示を求めるものであり、処分庁は、「関西電力鑑定書（福井県核燃料税立地割構想について）」（本件対象文書）を特定し、その一部について、法5条1号に該当するとして、不開示としたものである。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、「専門家の氏名」及び「所属機関」（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、当該文書の執筆者である大学教授の所属大学の名称の一部、氏名及び執筆者本人の印影が記載されており、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (2) これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は事業者（関西電力）が任意に依頼して当該執筆者から提出を受けたものであるが、当該事業者において、提出を受けた鑑定書等の執

筆者の氏名等を公にする慣行はないとのことであり、諮問庁のこの説明を覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、本件不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) また、本件不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もない。

(4) したがって、本件不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史